

文書番号

8-1-4

VER. 18

区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書

改訂履歴	施行年月日	内容	施行年月日	内容
	平成 9 年 3 月 31 日	制定	平成 18 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 10 年 10 月 15 日	全部改訂	平成 23 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 10 年 11 月 16 日	一部改訂	平成 24 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 11 年 2 月 1 日	一部改訂	平成 26 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 12 年 2 月 1 日	一部改訂	平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 13 年 2 月 1 日	一部改訂	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 13 年 6 月 28 日	一部改訂	平成 31 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 14 年 10 月 1 日	一部改訂	令和 3 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 16 年 4 月 1 日	一部改訂	令和 5 年 4 月 1 日	一部改訂
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型施工方法の採用 ・ 建設副産物対策 ・ 建設廃棄物の適正処理 ・ 再生建材・環境負荷の少ない建材の使用促進 ・ 熱帯材型枠の使用抑制 			

区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書

1 目的

区が発注する建築工事及び土木工事に関して、環境に配慮した施行方法の実施、建設廃棄物の削減及び熱帯材型枠の使用抑制を進めるための標準的な手順を定め、建築・土木工事に係る環境への負荷を低減することを目的とする。

2 適用範囲

本手順書の対象工事は、「3 環境配慮手順」の各項目で定める。

3 環境配慮手順

(1)環境配慮型施工方法の採用

- 1)建設公害防止のため、環境・建設関連法令を順守し、工事に伴う公害防止を図る。
特に、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業や、東京都環境確保条例に基づく指定建設作業の実施にあたっては、様式第1及び様式第2により届出状況、近隣への対策を確認する。様式第2においては事務局の定める方法により、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁を行う。
環境管理推進員は、年度末に、様式第2に基づき、特定建設作業及び指定建設作業の該当工事数、また、該当工事において対応策を実施した工事数を環境管理事務局が定める報告方法により実行部門長に報告する。
- 2)騒音・振動・粉じんを抑制し、大気や水質の汚染防止に努めるため、低騒音・低振動・低排出ガス型作業機械を優先的に採用する。
- 3)自然環境の保護や周辺環境との調和のために、地下水脈の保護、雨水浸透の推進及び緑化を推進する。

(2)建設副産物対策

1)建設副産物のリサイクル促進

①建設発生土の再利用(リユース)

- ・土地の掘削を伴う工事は、掘削土量の削減及び現場内利用を促進する。
- ・他の部・課との相互利用を図るため、協議・調整する。

区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書

②建設副産物の再利用(リサイクル)

- ・アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、木材くずのリサイクルを促進する。
- ・廃ガラス、陶磁器片等のリサイクルを促進する。
- ・アルミニウムくず、鉄くず等のリサイクルを促進する。
- ・その他のリサイクル可能な建設副産物についても、積極的な利用に努める。

2)建設廃棄物の発生量の抑制

建設廃棄物削減のため、前号 1)のリサイクル対策を推進するとともに、建設廃棄物の少ない施工技術及び施工方法の調査、研究を進め、その成果を活かしていく。

3)建設副産物のリサイクルの状況及び建設廃棄物の発生状況の把握

ア)「東京都建設リサイクルガイドライン」に該当する工事を対象に記録する。

イ) 建築・土木工事に関連する課又は発生状況を集約している課の環境管理推進員は、「東京都建設リサイクルガイドライン」で規定する総括表により様式第3を作成し、事務局の定める方法により、係長、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行う。また、年度末に、環境管理事務局が定める提出方法により実行部門長に提出する。

ウ) 様式第3は、各実行部門で3年間保管する。

(3)建設廃棄物の適正処理

①建設廃棄物

工事に伴う建設廃棄物には、特別管理産業廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物など発生しているが、その廃棄物の最終処分地は、ほとんどの場合、他県である。近年、その最終処分場の環境問題が大きな社会問題になっており、地元住民や自治体の反対により処分地の確保が極めて困難となってきている。

②建設廃棄物の処理

こうした状況を改善するため、建設廃棄物を減量するとともに、最終処分場の周辺住民及び周辺環境への影響を考慮し、廃棄物の適正処理を進める。

ア) 建築・土木工事に関連する課の環境管理推進員は、マニフェスト等により、廃棄物の種類、数量、最終引受場所等の確認を行い、その廃棄物について、適正な処理がなされたことを証明する書類として、法令等に定める期間保存する。

区の建築・土木工事に係る環境配慮手順書

イ) 建築・土木工事に関連する課又は発生状況を集約している課の環境管理推進員は、計画地の土壌について、汚染の可能性がある場合には、板橋区土壌汚染調査・処理要綱(平成15年2月15日施行)に従い、適切な処理を行う。

なお、汚染土や汚染処理土を場外処分する場合には、保管場所や運搬時における雨水の浸透や飛散の防止方法を講じる。

③建設廃棄物の発生状況の把握

「(2)建設副産物対策」3)の手順に準拠し、把握並びに報告を行う。

(4)再生建設素材・資材等、環境負荷の少ない建設材の使用促進

(5)熱帯材型枠の使用抑制

熱帯林は、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に重要な役割を担うとともに生物の多様性の保全のためにも重要な機能を有している。

近年の熱帯林の急速な減少は、森林資源の枯渇のみならず、そこに生息する生物種の減少を招き、回復不可能な段階に入りつつあると危惧されている。

このような状況を踏まえ、地球環境の保護という観点から、型枠工事における熱帯材の使用を削減するものである。

①コンクリート型枠工事を実施する課では、工事の発注にあたって、代替型枠の利用や熱帯材型枠の転用回数の増加などにより、熱帯材型枠の使用を抑制するよう請負業者を指導する。

②コンクリート型枠工事を実施する課の環境管理推進員は、年度末に、型枠総使用面積、木材型枠使用面積、熱帯材型枠及び非熱帯材型枠の新規搬入量を環境管理事務局が定める報告方法により実行部門長に報告する。

③コンクリート型枠工事における型枠材の使用について、合板型枠以外の型枠及び非熱帯材合板型枠の使用を促進するための、施工技術及び施工方法の調査・研究を進め、その成果を活かしていく。

様式第1(8-1-4) 特定・指定建設作業 チェックリスト (工事名)

工事件名	騒音の基準が適用される作業と音量						振動の基準が適用される作業と音量										
	騒音規制法			東京都環境確保条例			振動規制法			東京都環境確保条例							
	特定建設作業	音量	作業	届出	指定建設作業	音量	作業	特定建設作業	振動の大きさ	作業	届出	指定建設作業	振動の大きさ	作業			
くい打設作業	杭打ち機(もんけんを除く)、杭抜き機又は杭打ち杭抜き機(圧入式杭打ち杭抜き機を除く)を使用する作業(杭打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く)	敷地境界線における音量 dB(A) 85 dB	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	穿孔機を使用する杭打設作業	敷地境界線における音量 dB(A) 80 dB	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	杭打ち機(もんけん及び圧入式杭打ち機を除く)、杭抜き機(油圧式杭抜き機を除く)又は杭打ち杭抜き機(圧入式杭打ち杭抜き機を除く)を使用する作業	敷地境界線における音量 dB(A) 75 dB	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	圧入式杭打ち機、油圧式杭抜き機を使用する作業又は穿孔機を使用する杭打設作業	敷地境界線における音量 dB(A) 70 dB	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
びょう打等作業	びょう打機を使用する作業		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	インパクトレンチを使用する作業		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
破碎作業	さく岩機を使用する作業(※1)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	コンクリートカッターを使用する作業(※1)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(※1)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 済	ブレーカー(手持式のものを除く)以外のさく岩機を使用する作業(※1)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
掘削作業	バックホー(定格出力80kw以上)、トラクターショベル(定格出力70kw以上)、ブルドーザー(定格出力40kw以上)を使用する作業(H9.10.1.より適用)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	ブルドーザー(定格出力40kw未満)、パワーショベル、バックホー(定格出力80kw未満)その他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)(H9.10.1.より適用)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済			ブルドーザー(定格出力40kw未満)、パワーショベル、バックホー(定格出力80kw未満)その他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)(H9.10.1.より適用)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15kw以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済			空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15kw以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	65 dB	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
締固め作業			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済			振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)	70 dB	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
コンクリートプラント等コンクリート搬入作業	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
はつり作業及びコンクリート仕上げ作業			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機を使用する作業を除く)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
建物の解体・破壊作業		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(※2)	85 dB	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 済			動力、火薬を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(※2)	75 dB	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

□内にチェック印を入れてください。

(特定建設作業等参考資料)

工事件名	作業時間		1日における延作業時間		同一場所における連続作業時間		日曜・休日における作業	
	1号区域 (注2(1))	2号区域 (注2(2))	1号区域 (注2(1))	2号区域 (注2(2))	1号区域 (注2(1))	2号区域 (注2(2))	1号区域 (注2(1))	2号区域 (注2(2))
くい打設作業	午前7時～午後7時 の搬入作業) 午前7時から午後9時(※3) コンクリートミキサー車を使用するコンクリート	午前6時～午後10時 の搬入作業) 午前6時から午後11時(※3) コンクリートミキサー車を使用するコンクリート	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	6 日 以 内	禁 止		
びょう打等作業								
破碎作業								
掘削作業								
空気圧縮機を使用する作業								
締固め作業								
コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業								
はつり作業及びコンクリート仕上げ作業								
建物の解体・破壊作業								
作業時間等の適用除外項目	イ・ロ・ハ・ニ		イ・ロ				イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ	

作業時間等の適用除外項目	イ 災害その他非常事態緊急作業 ロ 生命、身体危険防止作業 ハ 鉄軌道正常運行確保 ニ 道路法による道路専用許可条件及び道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合 ホ 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合 ヘ 商業地域で知事が特に工事を休日に行うことを認めた場合(指定建設作業のみ)
--------------	---

- (注)1 ※1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。
 ※2 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。
 ※3 道路交通法に規程する交通規制が行われている場合。
- 2 (1) 1号区域……………工業地域以外に用途地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。
 (工業専用地域については、適用除外地区)
- (2) 2号区域……………工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域。
- 3 この基準は、作業を開始した日に終る建設作業には適用しない。

様式第2

(8-1-4)

年度 特定・指定建設作業に係る環境配慮チェックリスト

起案年月日 年 月 日

決定年月日 年 月 日

担 当	_____ 課 _____ 係・所 _____ TEL _____
-----	-----------------------------------

工 事 件 名	特定・指定建設作業の対応策のチェック							
	作業内容等の近隣への周知	近隣の家屋調査の実施	住民対応窓口等の設置	低騒音・低振動型作業機械の採用	防音パネルの設置等防音対策	粉塵等の飛散の防止	工事車両の排気ガス対策	作業時間の厳守

- ※ 実施した項目にチェック印を付ける
- ※ 記録は作成課・所・園において3年間保存する
- ※ 係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員の決裁を行う

様式第3
(8-1-4)

建設資材利用状況及び建設副産物排出状況調査票

起案年月日 年 月 日
決定年月日 年 月 日
提出年月日 年 月 日

課

1 建設資材利用状況

建設資材(新材を含む全体の利用状況)		左記のうち再生資材の利用状況		再生資源利用率C C=B/A	目標値(参考) ※注3
分類	利用量A	再生資材利用量B ※注1			
特定建設資材	コンクリート		トン		- %
	コンクリート及び鉄から成る建設資材		トン		- %
	木材		トン		- %
	アスファルト混合物		トン		- %
その他の建設資材	土砂		m ³		- %
	砕石		m ³		- %
	塩化ビニル管・継手		kg		- %
	石膏ボード		トン		- %
	その他の建設資材		トン		- %

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入して下さい。

2 建設副産物排出状況

建設副産物の種類	発生量a	現場内利用量・減量化量b	現場外搬出量c c=a-b	再生資源利用促進量d ※注2	再生資源利用促進率 (b+d)/a	目標値(参考) ※注3
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊		トン	0 トン		99 %
	建設発生木材A(柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)		トン	0 トン		99 %
	アスファルト・コンクリート塊		トン	0 トン		99 %
建設廃棄物	その他がれき類		トン	0 トン		- %
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)		トン	0 トン		99 %
	建設汚泥		トン	0 トン		95 %
	金属くず		トン	0 トン		- %
	廃塩化ビニル管・継手		kg	0 kg		- %
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)		トン	0 トン		- %
	廃石膏ボード		トン	0 トン		- %
	紙くず		トン	0 トン		- %
	アスベスト		トン	0 トン		- %
	その他の分別された廃棄物		トン	0 トン		- %
混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)		トン	0 トン		- %	
建設発生土		m ³	m ³	0 m ³		99 %

注2:再生資源利用促進量dについて現場外搬出量cのうち、搬出先の種類が
【建設廃棄物の場合】
1.~6.の合計
【建設発生土の場合】
1.~6.の合計

注3:東京都建設リサイクル推進計画での目標値(参考)

排出先の種類	
【建設廃棄物の場合】	【建設発生土の場合】
1.売却	1.売却
2.他の工事現場	2.他の工事現場(内陸)
3.広域認定制度による処理	3.他の工事現場(海面)ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)	4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)	5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)	6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.中間処理施設(単純焼却)	7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)	8.工事予定地
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)	9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.その他の処分	10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
	11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
	12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)

※記録は作成課・所・園において3年間保存する
※係長、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行う

参考様式

環境管理 推進員(課長)	副推進員 (庶務担当係長)	係員

型枠使用状況調査票

起案年月日 年 月 日
決定年月日 年 月 日
提出年月日 年 月 日

部 課

型枠総使用 面積(m ²)	非木材型枠 使用面積 (m ²)	木材型枠使 用面積(m ²)	非熱帯材合 板型枠新規 搬入量(m ²)	熱帯材合板 型枠新規搬 入量(m ²)
a=b+c	b	c		

- 注) 1 数量は小数点以下を四捨五入して下さい。
2 集計後の計算チェックをお願いします。

※原本は、本書作成課で3年間保存して下さい。

事務局受領日	<input type="text"/>
--------	----------------------